

令和 7 年度

定期監査結果報告書（後期）

志摩市監査委員



監 査 第 5 8 号  
令和 8 年 3 月 1 6 日

志摩市長 様  
志摩市議会議長 様  
志摩市教育委員会教育長 様

志摩市監査委員 中島郁弘

志摩市監査委員 松井研二

令和 7 年度定期監査結果報告書（後期）の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項及び志摩市監査基準第 3 条第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、地方自治法第 199 条第 9 項及び志摩市監査基準第 15 条第 1 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

## 目 次

1. 監 査 の 種 類	1
2. 監査の対象及び監査の期日	1
3. 監 査 の 着 眼 点	1
4. 監 査 の 実 施 内 容	2
5. 監査を実施した監査委員	2
6. 監 査 の 結 果	2
全般的共通事項	3
各部署に関する事項	4
(市民生活部)	4
(健康福祉部)	5
(観光経済部)	6
(教育委員会事務局)	6
(消防本部)	8
(志摩消防署)	8

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査を同条第4項に基づく定期監査として実施した。また、同条第2項に基づく行政監査もあわせて実施した。

### 2. 監査の対象及び監査の期日

実施期日	対 象 課 名 等
令和8年1月7日	磯部支所、歴史民俗資料館 消防総務課（消防総務課、予防課）、指揮指令課（消防総務課、志摩消防署）、志摩消防署（志摩消防署）、予防課（消防総務課、予防課）
令和8年1月8日	迫間文化会館、迫間教育集会所 磯部分署、磯部幼保給食センター
令和8年1月9日	浜島支所、浜島磯体験施設海ほおずき 南勢分署、浜島中学校
令和8年1月14日	大王小学校、大王放課後児童クラブ 大王こども園、大王幼保給食センター
令和8年1月15日	大王中学校、総合教育センター ともやま公園事務所、志摩市学校給食センター
令和8年1月16日	磯部小学校、磯部中学校、磯部こども園 磯部子育て支援センター、ひまわり保育所
令和8年1月19日	志摩支所、志摩分署 大王支所、大王分署
令和8年1月20日	浜島こども園、浜島子育て支援センター 浜島分署、浜島小学校
令和8年1月21日	阿児アリーナ

注1. かつこ書きは監査対象とした令和6年度の課名等

### 3. 監査の着眼点

志摩市監査基準第3条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和6年度における財務に関する事務、経営に係る事業の管理及びその他の事務（必要に応じて令和7年度分を含む。）の執行が、適正、合理的かつ効率的に行われているか、また、補助金等の交付申請及び財産管理、契約、検査事務が適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

#### 4. 監査の実施内容

各部署から提出された定期監査調書及び関係書類等について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象部署の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行い監査を実施した。

#### 5. 監査を実施した監査委員

中 島 郁 弘 （識見監査委員）

松 井 研 二 （議会選出監査委員）

#### 6. 監査の結果

対象とした各部署等の事務・事業の執行等については、概ね適正に行われていると認められた。しかしながら、一部には注意事項等に該当する事例が見受けられたので、早急に是正・改善を検討されたい。また、講じた措置については、遅滞なく報告されたい。

なお、監査時に気づいた簡易な事項については、口頭により指示した。

(注) 監査結果の評価・判断にあたっては、以下の4つに区分する。

- 1) 【指摘事項】： ①法令違反  
②予算の目的に反していると認められるもの  
③不経済な行為が生じていると認められるもの  
④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 【注意事項】： 「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と認められるもの
- 3) 【検討事項】： 一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部署等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 【意見】： 組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる必要があると認めるもの

## 《全般的共通事項》

(1) 随意契約の締結については、地方自治法、地方自治法施行令及び志摩市契約規則等の規定に基づき、随意契約の理由を明確にするとともに、法令等で定められた事項を遵守し、経済的合理性、技術の特殊性、緊急性等を十分考慮し、志摩市随意契約実施ガイドライン及び志摩市競争入札実施要綱等を参考の上、適正に事務処理されることを要望する。

(2) 各部署における公印の取扱いについて、文書管理システムによる公印使用申請を行わずに公印を使用している事例が見受けられた。

公印取扱事務を総括する部署においては、志摩市公印規則等の内容を改めて周知徹底し、各部署及び各施設は適正な公印管理を行うことを強く要望する。

(3) 郵便切手受払簿、公用車運行簿及び備品台帳等について、修正テープを使用した訂正が多数見受けられる。

公文書の訂正において、修正テープ等を使用することは不適切であるため、二重線を引いて訂正印を押印する等の方法で処理することとし、訂正すべきではない文書の訂正は行わないこと。

(4) 契約保証金を免除する場合は、志摩市契約規則第32条第1項各号に該当することを明確にしておくこと。

(5) 税外債権について、納付期限を経過しても延滞金等を課さないことは、納付期限を遵守することの必要性を市民に周知できず、期限どおり納付する者との公平性を欠くことになる。このため、適正・的確な債権管理及び効果的・効率的な債権回収に引き続き努めることを要望する。その上で、回収不能な債権については、適時、債権放棄と不納欠損を進められたい。

(6) 時間外・休日勤務については、時間外勤務手当予算の増額等により手当の支給率に改善が見られ、市全体の合計時間は前年度に比べ減少した。

しかし、一部の部署では実績に対する手当の支給率が実働に満たない事例が見受けられた。管理監督者による労務管理の徹底と業務の効率化を図るとともに、必要な予算を確保し、実働に見合った適正な支給を行うよう努めること。

(7) 公募によらない再度の会計年度任用職員の任用について、志摩市会計年度任用職員の任用等に関する規則第4条の規定による勤務条件等を明示した文書の作成及び対象者への明示が行われていない部署が見受けられたので、関係法令等に基づき適正な運用を求める。

(8) 公用車運行簿について、帰着時間や車検・運行前点検の未記入が複数の部署で散見される。

また、酒気帯び確認記録簿と公用車運行簿の日時や運転者の不整合、確認記載漏れ等も見受けられるため、志摩市公用車使用管理規程等に基づき適正な記載及び確認を行うこと。

(9) 備品台帳について、市の備品は志摩市会計規則第115条第1項第1号により、単品での取得価格または評価価格が3万円以上のものと規定されているが、3万円未満の物品の登録が遍在していた。

また、ほとんどの部署において、備品管理事務を総括する部署が発出した作成方法どおりに備品台帳が作成されていなかった。

備品管理事務を総括する部署においては、備品の定義も含めて周知を徹底されたい。

## 《各部署に関する事項》

### 【市民生活部】

(浜島支所)

(1) 財政援助団体等調書について、一部の自治会の決算書において、市の個別の助成金、補助金等の内訳が確認できなかった。

前年度に引き続き、歳入科目を分けて記載する、摘要欄等に個別の内訳を記載するなどの指導及び受領時の内容確認を徹底されたい。

**【注意事項】**

(大王支所)

(1) 財政援助団体等調書について、一部の自治会の決算書において、市の個別の助成金、補助金等の内訳が確認できなかった。

前年度に引き続き、歳入科目を分けて記載する、摘要欄等に個別の内訳を記載するなどの指導及び受領時の内容確認を徹底されたい。

**【注意事項】**

(志摩支所)

(1) 財政援助団体等調書について、一部の自治会の決算書において、市の個別の助成金、補助金等の内訳が確認できなかった。

前年度に引き続き、歳入科目を分けて記載する、摘要欄等に個別の内訳を記載するなどの指導及び受領時の内容確認を徹底されたい。

**【注意事項】**

(磯部支所)

(1) 財政援助団体等調書について、一部の自治会の決算書において、市の個別の助成金、補助金等の内訳が確認できなかった。

前年度に引き続き、歳入科目を分けて記載する、摘要欄等に個別の内訳を記載するなどの指導及び受領時の内容確認を徹底されたい。

**【注意事項】**

(人権市民協働課)

○迫間文化会館

特になし。

## **【健康福祉部】**

(こども家庭課)

○大王幼保給食センター

特になし。

○磯部幼保給食センター

特になし。

○ひまわり保育所

特になし。

○浜島こども園

特になし。

○大王こども園

特になし。

○磯部こども園

特になし。

○浜島子育て支援センター

特になし。

○磯部子育て支援センター

特になし。

○大王放課後児童クラブ

特になし。

## 【観光経済部】

(観光・プロモーション課)

○浜島磯体験施設海ほおずき

(1) 夏季(繁忙期)と冬季(閑散期)における利用客数の変動が激しく、安定した通年雇用が困難であることが職員採用の課題となっていることから、閑散期を活用した業務の創出などを検討し、多様な人材の確保及び通年雇用の実現に向けた環境整備に努められたい。

【意見】

○ともやま公園事務所

(1) ともやま公園観光センターについて、電気等使用料の歳入があるが、志摩市ともやま公園の設置及び管理に関する条例にともやま公園観光センターの使用料は規定されていない。使用料の徴収にあたっては、根拠法令及び条例に基づき適正な事務処理を行われたい。

【注意事項】

## 【教育委員会事務局】

(教育総務課)

○志摩市学校給食センター

(1) 収入未済額(未収金)に関する調書について、平成20年度以前の給食費徴収金(滞納分)が計上されている。

債権の時効管理を適切に行うとともに、回収不能な債権については、適時、債権放棄等の整理を進められたい。

【意見】

(2) 給食調理等業務委託は現在、実質的な単年度契約となっているが、従事する調理員等の雇

用の安定や技術継承を図るとともに、契約事務負担の軽減といった経済性、効率性向上の観点から、今後は債務負担行為を活用した複数年契約への移行を積極的に検討されたい。

【意見】

(学校教育課)

○迫間教育集会所

特になし。

○浜島小学校

特になし。

○大王小学校

特になし。

○磯部小学校

特になし。

○浜島中学校

特になし。

○大王中学校

特になし。

○磯部中学校

特になし。

(総合教育センター)

特になし。

(生涯学習スポーツ課)

○阿児アリーナ

- (1) 阿児アリーナ周辺植栽等剪定業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約(3号随契)としているが、志摩市契約規則第22条の2に規定されている市ホームページ等での公表手続きが確認できなかった。

志摩市契約規則等に基づき適正な事務処理を行われたい。

【注意事項】

○歴史民俗資料館

- (1) 懸案事項調書について、「未整理の資料」が挙げられている。専門的知識を要する古文書

等の整理について、マンパワーや専門職員の不足が課題となっているため、今後の適切な管理・整理体制について検討されたい。

【意見】

## 【消防本部】

(消防総務課)

特になし。

(予防課)

特になし。

(指揮指令課)

特になし。

## 【志摩消防署】

(志摩消防署)

(1) 地域住民の救命率向上のため、救命講習等における心肺蘇生法の受講者数増加に向けた効果的な周知や取組を引き続き推進されたい。

【意見】

(浜島分署)

(1) 地域住民の救命率向上のため、救命講習等における心肺蘇生法の受講者数増加に向けた効果的な周知や取組を引き続き推進されたい。

【意見】

(大王分署)

(1) 地域住民の救命率向上のため、救命講習等における心肺蘇生法の受講者数増加に向けた効果的な周知や取組を引き続き推進されたい。

【意見】

(志摩分署)

(1) 地域住民の救命率向上のため、救命講習等における心肺蘇生法の受講者数増加に向けた効果的な周知や取組を引き続き推進されたい。

【意見】

(磯部分署)

(1) 地域住民の救命率向上のため、救命講習等における心肺蘇生法の受講者数増加に向けた効果的な周知や取組を引き続き推進されたい。

【意見】

(南勢分署)

(1) 地域住民の救命率向上のため、救命講習等における心肺蘇生法の受講者数増加に向けた効果的な周知や取組を引き続き推進されたい。

【意見】